

ニッ橋北部地区まちづくりニュース

平成28年3月28日発行 【第11号】 横浜市 都市整備局

注) 名称をこれまでの「沿道まちづくりニュース」から「ニッ橋北部地区まちづくりニュース」に改めました。これからは、この名称でニュースを発行します。

1 事務所の開所について

ニッ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業は、平成27年8月25日に第1期地区を事業計画決定し、今後の円滑な事業実施のため、本市職員が常駐する現地事務所（「横浜市都市整備局市街地整備部ニッ橋北部土地区画整理事務所」）を4月1日に開所します。

事務所の開所後は、こちらの事業は事務所で所管しますので、お気軽にお立ち寄りください。

なお、新年度からの体制については、改めてご案内します。

<住所>

瀬谷区ニッ橋町字広町467-23

（せやまる・ふれあい館の北側）

<電話>

045(363)3110

<施設内容>

1階：会議室等

2階：職員執務室等



【北側立面図（建物出入口側）】



【位置図】

2 第1期地区の事業進捗状況について

第1期地区では、事業計画決定後に実施した地権者の方々への個別ヒアリング結果に基づき、建物調査を行いながら、先行取得する土地の検討を進めています。平成28、29年度で道路、公園などの公共施設の整備に必要な土地を確保するために、引き続き、地権者の方々との調整を行うとともに、仮換地指定に向けて換地設計を進めていきます。

<第1期地区の事業スケジュール（予定）>

平成28、29年度 用地の取得開始、換地設計

平成30年度 工事着手

平成33年度 第1期地区の事業完了

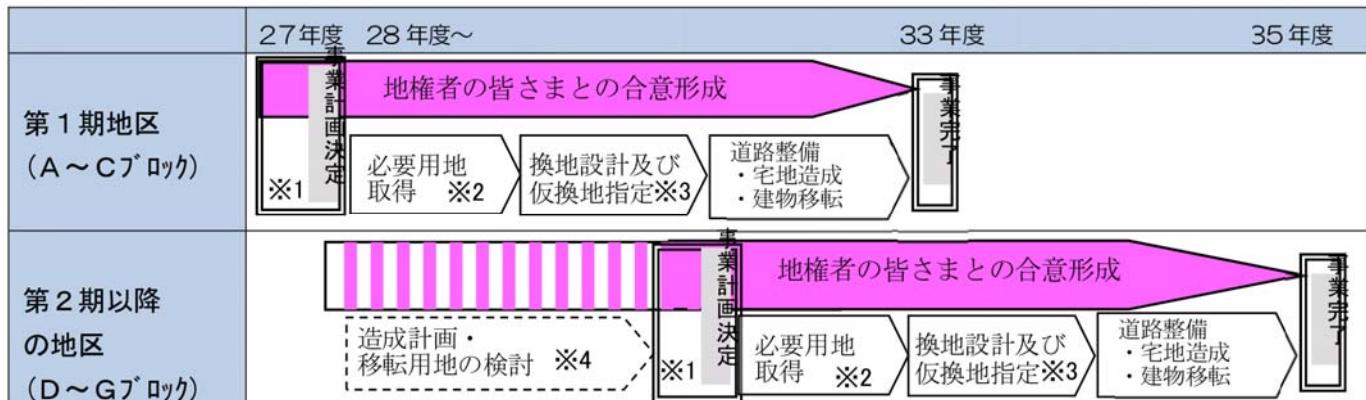


3 第2期以降の地区の状況について

第2期以降地区では、平成27年12月にブロック別懇談会(D~G)を開催し、第1期地区に続いて事業計画決定を行うために、解決すべき課題と課題解決の方向性について、地権者の方々と意見交換を行いました。

懇談会に引き続き、計画内容の説明と地権者の方々の将来の生活設計を伺う個別ヒアリングを開始します。多くの地権者の方がいらっしゃることから、ご連絡に多少の日時を要する場合もあるかと思いますが、電話等でご連絡の上、ヒアリングの日時を設定させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

4 今後の事業スケジュール



※1 土地区画整理法に基づいて事業区域や公共施設の設計の概要等を定める、事実上の事業開始のこと

※2 道路整備、移転先の確保等に必要な用地を確保すること

※3 地権者が事業前後に有する権利を整理した上で、図面上で移転先の位置、面積を確定する手続きのこと

※4 D～Gブロックにおいて、詳細な造成計画を行い、事業に必要な道路用地、移転用地を検討する作業のこと

【問合せ先】 都市整備局 市街地整備部 市街地整備推進課 担当 今野、島岡、名木、野口

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話045(671)2720 FAX045(664)7694

4/1の事務所開所後の問合せ先

〒246-0021 横浜市瀬谷区ニツ橋町字広町467-23

電話045(363)3110 FAX045(363)31116